

川崎市産業立地促進資金融資資格審査会要領

この要領は、川崎市中小企業融資制度要綱第29条に規定する産業立地促進資金融資資格審査会（以下、「審査会」という。）の構成及び運営等について必要な事項を定める。

1 審査会の目的

審査会は、産業立地促進資金の認定申請に対し、申請者の資格認定に関する審査を行い、その適否を決する。

2 組織

(1) 審査会は、次に掲げる者で構成する。

- ア 産業振興部長
- イ 産業振興部 工業振興課長
- ウ 産業振興部 商業振興課長
- エ 産業振興部 金融課長
- オ 産業政策部 企画課長

(2) その他必要に応じて、議長は関係者の意見を求めることができる。

3 議長及び副議長

- (1) 審査会を運営するために議長及び副議長を置く。
- (2) 議長は、産業振興部長をもって充てる。
- (3) 副議長は、金融課長をもって充てる。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 開催

会議の招集は、議長が行う。

5 決議

- (1) 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- (2) 議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

6 事務局

審査会の事務局は、金融課に置く。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日17川経融第58号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日18川経融第393号）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日19川経融第367号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日27川経融第262号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。